

## 陳情第2号

「庁舎内における政党機関紙勧誘行為」において東京都新宿区での対応事例に鑑み、千葉県内各自治体が実施した「政党機関紙アンケート結果」を真摯に受け止め、市職員を心理的圧力から保護する措置を求める陳情

### <陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に東京都新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました。（令和7年8月）

この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。

さらに、成田市では令和7年、ハラスメント事件が勃発しています。成田市消防本部は2月10日、後輩職員に人格を否定する言葉を使うなどのパワハラを行ったとして、30代の男性副主査を減給10分の1（6カ月）の懲戒処分としたと発表しました。令和6年11月、総務省消防庁のハラスメント窓口で匿名の相談があり実態調査が行われ、副主査は「ハラスメントの自覚がなかった。後悔している」と説明。松尾消防長は「信頼回復に向けて再発防止に全力で取り組む」とコメントしています。ハラスメントは加害者の自覚なく、身近なところでおきているという事例かと思えます。

そもそも、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。政党機関紙勧誘行為に関して、成田市は許可証を発行しているのですが、しかし市に申請があったとしても、心理的圧力が伴う勧誘行為（ハラスメント行為）に許可を出すことができるのでしょうか。

成田市庁舎管理規則には次のようにあります。

（禁止行為）第7条 何人も、庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（5）金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売をすること。

（許可を必要とする行為）第8条 庁舎において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（1）寄附金の募集、物品の販売、宣伝、勧誘、署名その他これらに類すること。

つまり、販売行為は許可を受ければ可能にはなるが、それが「強要、押し売りだ」と職員が感じられるような、心理的圧力を伴う勧誘行為は許可できないということです。

しかしながら、少なくとも東京都新宿区や千葉県近隣自治体では「赤旗 押し売り」（産経新聞報道）とも揶揄されるような状況が起きている事実があります。どの自治体も職員からの具体的相談はありませんでしたが、職員アンケートを行うことで実態が明らかになりました。押し売り、強要と感じられることが、成田市においては起こってはならないことは、各党派の議員の皆様も同意してくださるはずです。

そこで、成田市において、心理的圧力を伴う勧誘行為や、意志に反する購読が一切ないか確認するとともに、庁舎内において職員の自由意思が最大限担保されるよう、議会と行政双方で明確なルールの確認をお願いします。

#### <陳情項目>

①政党機関紙の購読は原則として職員が自主的に申し込むものであり、購読の契約はいかなる場合も個人の意思が優先され、購読の有無による有利・不利な扱い等は一切生じないものであることを、行政に求めてください。

②購読の不可・終了等について、職員が意思表示した際には、その時点で承諾され、引き止め行為などは行わないことを、行政に求めてください。

③今後、庁舎内における政党機関紙の販売・勧誘に関する許可申請があった場合には、職員アンケートの実施等により実態を把握し、職員に対する心理的圧力やハラスメントが発生していないことを明確に確認した上で、許可の可否を判断していただくよう求めてください。

令和8年2月5日

（陳情者）

千葉県千葉市中央区新町22-10

コンフォース喜1F

パワハラから職員を守る千葉県民の会

代表 竹村 祥

成田市本城170 田中 しづ子

(令和8年2月5日受付 総務常任委員会へ回付)